令和２年度第５回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和２年８月　１日　　午前　９時１５分							
閉会日時	令和２年８月　１日　　午前１１時５９分							
場　　所	五島市役所新本館３階会議室							
農業委員出席委員（１８名）	１	中村　耕二	２	山本　実雄	３	出口　幸博	４	南　　忠明
	５	山﨑　早苗	６	小林　善孝	７	古里　善秀	８	寺脇　八夫
	９	長尾　五男	１０	尾崎　初雄	１１	本村　　元	１２	上村　孝幸
	１３	角田　隆章			１５	林　　賢市	１６	平田　光昭
	１７	山田　勝久	１８	荒木　富男	１９	今里　誠一		
欠席委員（１名）	１４	寺坂　誠一						
推進委員出席委員（一名）	２０	中村　誠	２２	田中　敏郎	２３	千代田　武詞	２４	畑田　幸彦
	２５	道脇　実喜夫	２６	北川　美喜夫	２７	下村　真一	２８	平山　勇市
	２９	松本　覚	３０	新井　真二	３１	坂瀬　達生	３２	竹野　真広
	３３	深松　誠	３４	寺内　和彦	３９	坂井　平人	４０	大石　勝
	４１	谷川　育男						
欠席委員（一名）	２１	佐々野　勇三	３５	川端　敏広	３６	吉谷　吾市	３７	四辻　嘉之
	３８	木場　兵次						
署名委員	７	古里　善秀	１３	角田　隆章				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：北川保分室長、伊賀紀子主幹　三井楽：貞方秀吉分室長、大坪頼実主査 岐　宿：石田分室長月川美香主査　玉之浦：近藤健二分室長、平田華子主事 奈　留：江口分室長、村木博信係長							

上程案件及び処理結果	議　　題	件　　名	結　　果
	議案第 31 号	五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について	可　　決

＝午前 9 時 15 分　開会＝

□事務局長

皆さま、おはようございます。ただ今より令和 2 年度第 5 回農業委員会総会を開会いたします。

私、農業委員会事務局の田脇でございます。臨時議長の選出まで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員数をご報告いたします。委員総数 19 名、出席委員 18 名ということで、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定いたします出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

次に移ります。本日の総会は、任期満了に伴う改選後初の総会ということで、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により、市長が招集いたしておりますので、初めに、本総会の招集者であります野口市長よりご挨拶申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

○市長

みなさま、おはようございます。

改選後、初めての五島市農業委員会総会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

先ほど、皆様に農業委員としての辞令を交付させていただきました。皆様、快く農業委員としてご就任をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」によって市町村に設置することになっており、その業務は「農地法」などの定めるところによる農地の利用調整業務のほか、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など多岐にわたります。

ご承知のとおり、我が国の農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

地域経済の活性化を担う基幹産業として期待される一方、農業就業人口の減少、高齢化など、その持続可能性が危ぶまれています。

とりわけ、あらゆる農業の生産基盤である農地は、耕作放棄地が全国で 423,000ｈａにのぼるとともに、農地の担い手への集積も道半ばであるなど、厳しい状況であります。

一方、2018 年に発効されたＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、現在七か国に適用されており、昨年 2 月 1 日から発効されたＥＵ（ヨーロッパ連合）との経済連携協定（日欧ＥＰＡ）も加わり、日本は一挙に大規模な貿易自由化の時代に突入しました。

関税の引き下げや撤廃による輸入農産物の増加、農産物の価格の低迷が懸念される中、新型コロナウイルス感染症が流行し、外食産業や観光が自粛され、訪日外国人も減少した

ことにより、子牛価格が下落するなど五島市の農業も影響を受けているところです。
　こうした状況下において、地域の貴重な資源である農地を守り、担い手を育てる農業委員会の持つ役割はますます重要となっております。農業者の代表である農業委員が、こうした重要性を深く認識され、農業・農村現場の実態や声を的確に把握し、全力で活動に取り組まれていることに敬意を表します。
　これまで農業委員会は、行政と一体となって耕作放棄地の解消や農地の流動化促進に努めていただくとともに、農業委員の皆さまには地域の世話役として農家の諸問題の解決にご尽力いただいております。
　今後とも、農業者の代表である農業委員の皆さまには、長年培われた豊富なご経験と知識をもって、本市農業の振興・発展にご尽力いただくとともに、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。
　行政も引き続き農業生産基盤の整備など農業振興に力をいれてまいりたいと考えております。
　最後になりますが、五島市農業委員会の益々のご発展と、皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。
　　令和２年８月１日　　五島市長　　野口　市太郎

□事務局長
　ありがとうございました。
　なお、野口市長は、ここで公務の都合のため退席させていただきます。

○市長
　どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

　－市長退席―

□事務局長
　それでは、日程 3、臨時議長の選任となっております。本総会は、任命後、最初の総会でございますので、議長の職務を行う者がおりません。従いまして、会長が互選されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定を準用し、本日ご出席の委員の皆さまの中で、最年長である長尾五男委員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
　―「はい」という声あり
　それでは、長尾五男委員、議長席にお願いいたします。

○臨時議長
　みなさま、おはようございます。
　ただいま、臨時議長に選任されました長尾でございます。会長互選までの限られた時間ではありますが、委員皆さまのご協力を賜り、無事任務を果たしたいと存じます。何卒、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。
　それでは、日程 4、「会長の互選」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局長
　それでは、「会長の互選」についてご説明いたします。
　「農業委員会等に関する法律」第５条第２項において、「会長は、委員が互選した者をも

って充てる。」と規定されております。
　なお、互選の方法につきましては、法令で特段の定めはしておりません。全国農業会議所によるこの法律の解説を要約してご紹介いたしますと、「互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことをいう。また、互選は、相互に選挙することであるから、投票によって行うのが原則である。ただし、地方自治法第 118 条第 2 項及び第 3 項の規定による指名推薦の方法によることは差し支えない。」とされております。
　この地方自治法第 118 条に規定する指名推薦につきまして、条文の中の「議会」を「委員会」に、「議員」を「委員」に読み替えますと、地方自治法第 118 条第 2 項は「委員会は、委員中に異議がないときは、選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。」となります。
　また、第 3 項は「指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員全員の同意があった者を当選人とする。」となります。
　つまり、投票による方法と指名推薦による方法があるということでございます。
　投票による場合は、立候補者の挨拶を受け、五島市農業委員会規程により投票を行います。
　指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人（推薦を受けた方）を以って当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった場合に当選人といたします。
　投票による方法と、指名推薦による方法、どちらの方法で互選するか、協議をしていただきますようお願いいたします。　以上でございます。

○臨時議長
　しばらく休憩いたします。

　―休　憩―

○臨時議長
　休憩を解除します。互選につきましては、投票による方法と指名推薦による方法とございます。いずれの方法をとるか、ご意見を伺います。

○上村委員
　議長

○臨時議長
　はい

○上村委員
　私は、推薦を提案いたします。推薦を提案するにあたり、前会長山田勝久さんを推薦いたします。以上です。

○臨時議長
　それでは皆さん。異議ありませんか。

　―「異議なし」という声あり―

異議なしと認めます。互選の方法は推薦とすることに決めました。
どなたか、推薦される方はいらっしゃいますか。

○上村委員
私は、山田勝久さんを推薦します。

○臨時議長
他に推薦人はありませんか。
それではお諮りします。ただいま指名がありました山田委員を会長とすることにご異議ございませんか。

—（異議なし）—

異議なしと認めます。よって山田委員が会長に当選されました。
会長となられました山田委員に会長当選の了承とあいさつをお願いします。

○山田委員
ただいま推薦いただきました、山田でございます。前期同様、今期も頑張っていきたいと思っています。あと 3 年間体に注意しながら、皆さんの協力を得ながら、会の運営をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
—拍手—

○臨時議長
以上で私の臨時議長としての任務は終了しました。議事進行につきましてご協力をいただきありがとうございました。議長を交代いたします。
—拍手—

○議長
それでは、五島市農業委員会総会会議規則第 7 条により、会長は総会の議長となり議事を整理すると規定されております。これより議長を務めさせていただきます。
日程 6 会長職務代理者の選任を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局長
それでは、会長職務代理者の互選についてご説明いたします。
「農業委員会等に関する法律」第 5 条の第 5 項において、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されております。
その互選の方法につきましては、会長の互選の方法と同じでございます。
投票による方法と、指名推薦による方法、どちらの方法で互選するか、協議をしていただきますようお願いいたします。
以上でございます。

○議長
私の方からお願いします。一回休憩を取りたいと思っておりますよろしいでしょうか。

—休憩—

○議長
では、再開いたします。
休憩中に前職務代理者の出口さんに職務代理者をお願いするという意見でございました。
よろしいでしょうか。
ー「はい」という声ありー
出口さん挨拶をお願いします。

○出口委員
出口です。3 年間ですけれども、よろしくご協力をお願いします。
ー拍手—

○議長
次に、日程の 8 ですけれど、総会の議席の指定ということになっております。
事務局の説明をお願いします。

□事務局長
それでは、現在着席している席を本日の会議の仮議席としたいと思います。正式な議席につきましては、次回の総会において決定したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長
今、事務局から、今日座っている議席を仮議席とする。と、それと次の総会 26 日からは、議席を指定すると提案されました。それでいかがでしょうか。

—（異議なし）—

次に、日程 9 議事録署名人の指名を議題といたします。
会議については、五島市農業委員会総会会議規則第 20 条に、会長は議事録を作成し、議事録には、議長及び委員会において定めた 2 人以上の出席委員が署名押印しなければならないと規定されております。
お諮りいたします。今年度の議事録署名人につきましては、専任を 2 名、専任の方が事故等で総会に出席できなかった場合に代理で議事録署名人となる方を 2 名選任することとし、選任にあたっては議長の指名としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—（異議なし）—

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名人を指名いたします。
専任の議事録署名人に崎山地区の古里委員と玉之浦地区の角田委員にお願いしたいのですが、どうでしょうか。
—（異議なし）—
あと代理の 2 名ですけれど、三井楽地区の寺坂委員と荒木富男さんでいいですか。
—（異議なし）—

では、次に次に日程 10、議案第 31 号五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について

を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局長
2 ページの農地利用最適化推進委員の名簿をご覧ください。五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明いたします。
農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされまして、2 月 10 日から 3 月 6 日にまで募集を行いました。その結果、議案書のとおりの方々が各地区より推薦・応募されました。
また、7 月 27 日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者の決定をいたしております。
この推進委員を委嘱することについて、五島市農業委員会の承認を求めるものでございます。以上です。

○議長
五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご質疑等ございませんか。

―（質疑なし）―

ではお諮りします。始めに、整理番号 1 番から 19 番及び 22 番について採決いたします。整理番号 1 番から 19 番および 22 番について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

―（異議なし）―

ご異議なしと認めます。よって、整理番号 1 番から 19 番及び 22 番については、原案のとおり承認されました。

次に整理番号 20 番については、私が推薦者であることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したいので、議長を会長職務代理者である出口委員にお願いします。

―会長職務代理者登壇―

○議長
整理番号 20 番については、4 番山田委員と 12 番平田委員が推薦者であることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
―4 番山田委員と 12 番平田委員：退席―

○議長
それでは、採決いたします。整理番号 20 番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

―異議なし―

ご異議なしと認めます。よって、整理番号 20 番については、原案のとおり承認されました。4 番山田委員と 12 番平田委員の除斥を解き、出席を求めます。
また、議長を会長と交代します。

―会長職務代理降壇　・　4 番山田委員と 12 番平田委員：出席―

○議長
次に整理番号 21 番については、6 番今里委員と 7 番荒木委員が推薦者であることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
―6 番今里委員と 7 番荒木委員：退席―

○議長
それでは、採決いたします。整理番号 21 番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

―異議なし―

ご異議なしと認めます。よって、整理番号 21 番については、原案のとおり承認されました。6 番今里委員と 7 番荒木委員の除斥を解き、出席を求めます。

―6 番今里委員と 7 番荒木委員委員：出席―
以上をもちまして、議案第 31 号五島市農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を終了いたします。
しばらく休憩いたします。

―休憩―

○議長
再会します。.
協議報告事項、(1) 五島市農業委員の地区協議会担当について、事務局の説明を求めます。

□事務局長
協議・報告事項説明
(1)　農業委員の地区協議会担当について
(2)　運営委員・地区協議会会長・農業者年金加入推進部長の選出
(3)　互助会及び自費研修積立金について
　ｱ. 互助会代表幹事の選任について
　ｲ. 互助会費及び自費研修積立金の徴収について
(4)　任意保険への加入について
(5)　令和２年度農業委員会活動計画について
(6)　「ながさき農業委員会 1.1.1 運動」対策班編成について

(7)　全国農業新聞の新規購読について
(8)　農業委員、推進委員の研修について
(9)　農地利用状況調査について
(10) その他

○議長
それでは、これで令和2年度第5回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後11時　59分　閉会＝